

## 《研究ノート》

## 時局匡救事業と府県道・町村道

高久 嶺之介

本稿は、本誌第50巻第2号に掲載した拙稿の実証的不充分さを克服する意味をもち、1932年から1934年に行われた時局匡救事業のうち道路事業について京都府を素材にして明らかにするものである。第1は、府県道において受益者負担をどのように処理したか。第2に、町村道の事業費の75%は補助金であったが、残りの25%の町村負担を町村はどのような方式で処理をしたか。第3に、町村道工事は町村によって、就労登録者数・実登録者の違いがあり、また年度の自然条件（たとえば1933年度は雪が多い）によって町村道工事がどのような影響をうけたか。第4に町村道工事の過程においては、就労者不足の町村があったことなどを具体的に浮き彫りにしたい。

本稿は、府県道・町村道に焦点を当て、府県道の整備過程で町村が受益者負担金をどのように処理したのか、町村道の整備過程でのどのような問題があったのかを具体的に明らかにするものである。

筆者は、本誌第50巻第2号において「時局匡救事業と道路－昭和戦前期京都府の道はどのように変わってくるか－」と題して、1932～34年度（昭和7～9年度）の3年間において京都府の時局匡救事業を進める中で、京都府の道路（国道・府県道・町村道）がどのように変わってくるかを明らかにした。大まかにいうならば、3年間の事業によって、国道は別にして、府県道ではだいたい道幅4.5m（約2.5間）、町村道ではだいたいの道幅4m（約2.2間）の道になり、道の勾配は緩和されていく。従来の道、とりわけ町村道では道幅1～3m、道の勾配も急であり、曲がりくねった道が多かったことにくらべると大きな変化である（なお類似の先行研究があることを筆者は今のところ知らない）。

しかし、これらの分析は4つの点において、不十分な点があった。

第1は、府県道においては、結果的に各町村の工事費の2割（20%）の受益者負担金が必要であったが、いったい各町村では受益者負担をどのように処理したのかについて十分な説明が不足していたこと。

第2に、町村道路の75%は補助金であったが、残りの25%は町村負担であった。町

村はこの25%の町村負担をどのようにしたか。この点はすでに拙稿でも触れたが、実証が京都府南部に偏重した結果、町村負担を町村債で行う町村が京都府下の町村で割合低く抑えられていることになっている(26%強)。この点をもう一度考えてみたい。

第3に、前期拙稿では町村道工事を時局匡救事業の最終年度(1934年度)1年の史料で大まかな傾向を明らかにしただけであったこと。さらに地域的に京都府の南部(山城地方)の分析にとどまっていること。この結果、次の点が見落とされている。①1934年度の町村道工事は、3年間(1932~34年)の工事数の中で最も少ない工事数の年度であること。②1933年度は、京都府北部の与謝郡では「二十年來ノ大雪」、愛宕郡静市野村でも、「二十余年来ノ大降雪」という状況があったこと<sup>1)</sup>、そのこともあって町村道工事の竣功期日延期願が町村長から京都府知事に対して多く申請されること。③事業が農閑期、とくに年を越えて1月から2月におこなわれることも多かったことを考えると、地域的にはより寒冷な地域の分析が必要になる。

京都府全体の傾向を見るとすれば、地域的には南部の山城地方だけではなく、北部の丹波地方、そして丹後地方の時局匡救事業を見なければならない。そこで、山城地方から愛宕郡(京都府南部に位置するが比較的寒冷)と乙訓郡、丹波地方では船井郡、丹後地方では与謝郡を対象にした。要するに京都府北部も加えた4つの郡、しかも3年間の町村道工事についてその傾向をみてみたい。

第4に、同一府県の町村が同じ割合で補助を受けても、町村によって就労登録者と実際の就労者(実就労者)の違いや、さらには就労者不足の町村があった。とくに就労登録者と異なる実際の就労者(実就労者)について前回拙稿では完全に見落としした欠陥があり、本稿では実就労者の実態を踏まえて道路事業の就労者の正確な把握をめざした<sup>2)</sup>。

本稿での史料は、前回拙稿同様、京都府立京都学・歴彩館(旧京都府立総合資料館)所蔵の京都府庁文書を中心にした。また、京都府向日市上植野区有文書を部分的に使用した。なお、本稿で、「メートル(メートル)」の表示は「m」に統一し、「パーセント」は「%」に統一した。

## 1. 府県道における受益者負担について

1919年(大正8)4月10日に制定された道路法はその第39条に「道路ニ関スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ関スル工事ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得<sup>3)</sup>」として、一部受益者負担原

則を定めていた。すなわち、大正期より道路工事の受益者負担原則があったのである。

しかし、この段階ではどの程度の受益者負担かは規定されていない。1923年（大正12）9月19日、乙訓郡向日町会で議決された「向日町規」<sup>4)</sup>は次のように規定している。

#### 向日町規

本町管内府道改築ノ場合ハ、町負担金ノ十分ノ五ヲ当該部落ニ於テ負担シ、十五ノ五ヲ本町ニ於テ負担スルモノトシ、町道改良ノ場合モ之レニ倣ウコトニ決ス<sup>(分欠)</sup>

これによれば、向日町にある府道改築にさいしては、町負担金の「十分の五」（2分の1）は「当該部落」（向日町には向日町、寺戸、物集女、森本、上植野、鶏冠井の6つの大字がある）が負担し、「十五分の五」（3分の1）を6つの大字を合わせた向日町が負担し、残りを京都府が負担する、ということになる。この場合の府道とは、京都・高槻線（現西京・高槻線）であり、受益者負担の金額はかなりの金額にのぼることになる。

しかし時局匡救事業の受益者負担は、比較的安く設定された。京都府では、時局匡救事業開始に合わせて1932年（昭和7）11月22日、京都府令第98号で「道路工事受益者負担規則」を定めた<sup>5)</sup>。

#### 道路工事受益者負担規則

第一条 国道、府県道（附属物ヲ含ム、以下同ジ）ノ新設又ハ新築ニ依リ著シク利益ヲウクル者ヲシテ其ノ費用ノ一部負担セシムル場合ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 前条ノ規定ニ依ル負担金ハ之ヲ甲種負担金及乙種負担金トス

- 一 甲種負担金ハ市街地及市街地トナルベキ地域、乙種負担金ハ其ノ他ノ地域ニ於ケル道路ニ付之ヲ賦課ス、甲種負担金又ハ乙種負担金ヲ賦課スベキ地域ハ知事之ヲ定ム

第三条 負担金ノ総額ハ左ノ範囲内ニ於テ之ヲ定ム

- 一 道路ヲ新設又ハ改築スル場合ニ於テハ之ヲ要スル費用ノ十分ノ三以内
- 二 延長五メートル以上ノ隧道又ハ橋梁ヲ新設又ハ改築スル場合ニ於テハ之ニ要スル費用ノ十分ノ一以内

第四条 甲種負担金ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ賦課ス

- 一 道路ヲ新設又ハ改築スル場合ニ於テハ其ノ道路ノ両側ニ於テ道路又ハ道路ト

ナルベキ土地ノ境界線ヨリ道路幅員ノ五倍ノ地域内ノ土地ノ所有者、但シ道路巾員ノ十倍以内ノ地域ニ於テ新設又ハ改築ノ道路ト同等以上ノ効用アリト認ムル並行道路アルトキハ其ノ道路ニ達スル迄ノ距離ノ二分ノ一ノ地域内、道路巾員ノ五倍以内ノ地域ニ於テ土地ノ利用ヲ区分スル道路以外ノ地物アルトキハ其ノ地物ニ達スル迄ノ地域内ノ土地所有者

- 二 橋梁又ハ隧道ヲ新設又ハ改築スル場合ニ於テハ特ニ利益ヲ受クル市町村及知事ノ定ル地域内ノ土地ノ所有者

(略)

第七条 乙種負担金ハ受益ノ程度ニ応シ、特ニ利益ヲ受クル市町村ニ之ヲ賦課ス

(略)

第九条 負担金ハ一時ニ其ノ金額ヲ徴収ス、但特別ノ事由アリト認ムルトキハ賦課ノ日ヨリ三年以内ノ期間ニ於テ許可スルコトアルベシ

分納ヲ許可シタルトキハ其ノ延滞金ニ対シ、一年ニ付百分ノ五ニ当ル増負担金ヲ徴収ス

決定通知ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ別紙様式第二号ニ依リ申請スベシ

(以下略、下線筆者)

要するに、①負担金は、甲種と乙種があり、甲種は「市街地及市街地トナルベキ地域」すなわち都市部、乙種はそれ以外の地域であり、京都市以外はほぼすべて乙種負担金であった。②道路を新設または改築する場合は「要スル費用ノ十分ノ三以内」であった。

しかし、実際の時局匡救事業では、もうすこし負担が軽減され、経過は不明にしても工費の10分の3から10分の2になる。10分の2はこれ以前の流れからすればもっとも低い数字になった。

では工費の10分の2の受益者負担金をどのように住民にふり分けたか。

向日市上植野区有文書中に、上植野区長和田辰之助の名前が出された「昭和七・八両年度 受益者負担承諾書」という野紙にペンで書かれた文書がある。そして、この文書には、次の3つの文書が閉じられている<sup>6)</sup>。

#### A. 承諾書

府道京都高槻線向日町大字上植野地内 昭和七年度 改築工事ニ対スル受益者

負担金中町条例ニヨリ地元負担トシテ金壺千六拾貳円貳錢也ヲ当区ヨリ別紙希望ノ元ニ負担シ、左記ノ兩度ニ当区ヨリ向日町へ納付スルコトヲ承諾仕候也

左記

- 一 金 五百円也 昭和八年五月三十一日 第一回 納付
- 一 金 五百六拾貳円貳錢 昭和九年四月末日 納付見込

右

昭和八年 月 日

上植野区長 和田辰之助

向日町長 中山純一郎殿

B. 承諾書

昭和八年度ニ於テ府道京都高槻線向日町大字上植野地区道路改修工事ヲ施工セラル、場合ハ、其ノ工事費ノ十分ノ<sup>(ママ)</sup>2ニ相当スル金額最大限度金五百五円也ヲ当区ヨリ向日町条例ニ依ル受益者負担トシテ向日町へ納付スルコト承諾候

納期 昭和九年度中

昭和八年 月 中

字上植野区長 和田辰之助

向日町長 中山純一郎殿

(下線筆者)

C. 上植野区長 和田辰之助

向日町長 中山純一郎殿

右承諾決議ス

- |      |       |
|------|-------|
| 区會議員 | 小島政次郎 |
| 同    | 森 源之助 |
| 同    | 秋田規矩次 |
| 同    | 小野 治夫 |
| 同    | 安井武次郎 |
| 同    | 植田清兵衛 |
| 区 長  | 和田辰之助 |

以上のA・B・Cの文書により、次のことを言うことができる。①府道京都高槻線の工事の受益者負担金は、工費の2割と定められており、その工費（向日町区間）を定めるのは6つの大字を束ねる行政村向日町である。行政村向日町は、工費の2割の範囲内で金額を決め、6つの大字に金額を振り分ける。たとえば、1933年度においては、大字上植野で負担する金額は505円と定められ、上植野ではその金額を行政村向日町に納付する（大字上植野が行政村向日町に納付する納付証がある）。②額が決められた大字（この場合は上植野区）では、それを大字内でどのように調達するかは、大字内で決める。大字上植野の区長のもとに区会議員6名が協議するのはそのためである。

以上のようにして受益者負担金が定められる。要は、受益者負担金は時局匡救事業の時に工費の10分の2というもっとも安価な設定になったことに注目すべきであろう。

なお、府県道の工事での橋梁の受益者負担割合は、1933年度を見る限り（表1）、事業費の1割であり、道路よりも安価に設定されている。また、橋の幅は、表1を見る限り府県道ではほとんど5.5mになっており（熊野郡久美浜町の久美橋だけ6.5m）、一つを除き一般的な道の幅4.5mよりも1mほど長い。

表1 1933年度時局匡救土木事業による道路工事（府県道橋梁工事）受益者負担関係

路線名	工事施行位置	橋名	橋長 (m)	有効幅員 (m)	工費 (円)	事業費 (円)	負担割合	受益者負担 額 (円)
伏見柳谷線	乙訓郡神足村	馬場橋	21.8	5.5	5,471	6,018	1割	602
中屋須知線	北桑田郡宮島村	小倉橋	22.5	5.5	8,462	9,308	1割	931
馬路須知線	南桑田郡宮前村	宮前橋	15.4	5.5	6,968	7,665	1割	766
山家本郷線	何鹿郡奥上林村	老富橋	18.0	5.5	7,400	8,140	1割	814
福知山佐治線	天田郡上豊富村	榎原川橋	18.0	5.5	4,670	5,137	1割	514
雲原河守線	加佐郡河守上村	林橋	21.0	5.5	5,181	5,699	1割	570
福知山網野線	中郡常吉村	新橋	10.0	5.5	3,832	4,215	1割	421
宮津久美浜線	中郡三重村	逆鉾橋	17.0	5.5	4,624	5,087	1割	509
久美浜豊岡線	熊野郡久美浜町	久美橋	13.5	6.5	4,502	4,952	1割	495
計					51,110	56,211	1割	5,622

出典：『昭和八年度 受益者負担金一件 道路関係』（京都府庁文書）

備考：雑費は工費の1割であり、記載は略した。

## 2. 町村道路工事財政の町村負担

すでに述べたように、時局匡救事業は、1932～34年の3年間の事業であり、3年間を分析しなければ、全体を明らかにすることにならない。後述するように、1年目（32年）と2年目（33年）は事業数はほぼ同数であるが、3年目（34年）の事業数は激減

するのである。

表2は、時局匡救事業が行われた1932～34年の3年間の愛宕・乙訓・船井・与謝各郡の町村における施行箇所数を示したものである。施工箇所数は、1932年は87か所、1933年度は86か所であるのに対して、時局匡救事業の最終年度である1934年度では40か所に激減する（表2の「竣工期日延期願数」は後述）。また、一町村の平均事業費を見ると、1932年度（昭和7）は2038円、1933年度は約2400円、1934年度は約1404円である<sup>7)</sup>。

あきらかに、1934年度は時局匡救事業の最終年度であることもあって、事業費の規模は低くなっている。また、年度の事業費総額、一町村の平均事業費ともに2年目の1933年度が多いことがわかるであろう。

表2 京都府農村振興市町村土木費補助工事施行箇所数・土木費補助工事竣工期日延期願数（1932～34年度）

郡名	町村名	現行行政区市町名	施工箇所数			「延期願」		
			32年度	33年度	34年度	32年度	33年度	34年度
愛宕郡	雲ヶ畑村	左京区	1	1	1			
	岩倉村	左京区	1	2	0		○	
	八瀬村	左京区	0	0	1		○	○
	大原村	左京区	0	1	0		○	
	静市野村	左京区	2	1	0	○	○	○
	鞍馬村	左京区	1	1	1		○	
	花背村	左京区	1	1	1			
久多村	左京区	1	1	1	○			
乙訓郡	向日町	向日市	0	1	0		○	
	久世村	南区	2	3	1	○	○	○
	久我村	伏見区	2	0	0	○		
	羽東師村	伏見区	2	0	1	○		○
	淀村	伏見区	2	0	0			
	大山崎村	大山崎町	3	2	1		○	○
	新神足村	長岡京市	1	0	1	○		
	海印寺村	長岡京市	1	2	1		○	
	乙訓村	長岡京市	1	1	1		○	
船井郡	大原野村	西京区	0	1	1		○	
	大枝村	西京区	1	1	1	○	○	○
	園部町	南丹市園部町	3	1	1	○	○	
	吉富村	南丹市八木町	1	1	1	○		
	八木町	南丹市八木町	1	1	1	○		○
	富本村	南丹市八木町	2	2	1	○	○	
新庄村	南丹市八木町	1	1	1		○	○	
川辺村	南丹市園部町	2	2	0		○		

船井郡	世木村	南丹市日吉町	2	2	1	○	○	
	胡摩郷村	南丹市日吉町	1	1	0		○	
	五ヶ荘村	南丹市日吉町	2	3	1			○
	摩気村	南丹市園部町	2	2	1	○	○	○
	東本梅村	亀岡市・南丹市園部町	1	2	1		○	
	西本海村	南丹市園部町	0	2	1			○
	竹野村	京丹波町竹野	2	0	0			
	須知町	京丹波町須知	1	2	1	○	○	○
	高原村	京丹波町高原	3	1	1			○
	質美村	京丹波町質美	0	2	1		○	
	檜山村	京丹波町瑞穂	1	2	0	○	○	
	梅田村	京丹波町瑞穂	2	3	1	○	○	
	三ノ宮村	京丹波町	0	1	0		○	
	上和知村	京丹波町和知	1	1	1		○	
	下和知村	京丹波町和知	1	1	1		○	
与謝郡	宮津町	宮津市	0	1	1			○
	栗田村	宮津市	0	2	0		○	
	上宮津村	宮津市	2	0	1	○		
	吉津村	宮津市	1	0	0	○		
	石川村	与謝野町	2	2	0			
	桑飼村	与謝野町	3	2	0		○	
	与謝村	与謝野町	2	2	0			
	加悦町	与謝野町	2	3	2	○		
	三河内村	与謝野町	1	2	0			
岩屋村	与謝野町	2	1	0	○	○		
与謝郡	市場村	与謝野町	1	1	0			
	山田村	与謝野町	3	2	0	○	○	
	岩滝町	与謝野町	1	1	0	○	○	
	府中村	宮津市	1	2	0			
	日置村	宮津市	2	1	1	○		○
	世屋村	宮津市	2	2	1		○	
	養老村	宮津市	0	1	1		○	○
	伊根村	伊根町	1	1	1	○		
	朝妻村	伊根町	2	2	1	○		○
	本庄村	伊根町	1	1	0		○	
	筒川村	伊根町	2	2	1	○	○	○
	日ヶ谷村	宮津市	2	2	0		○	
野間村	竹野郡弥栄町	3	2	1				
	計		87	87	40			

出典：「農村振興市町村土木費補助工事一件目次」「農村振興土木費補助工事竣功期日延期願」（『昭和七年度 農村振興市町村土木費補助申請』『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』『昭和九年度 農村振興市町村土木費補助一件』）

備考：①現行政区名はすべて京都市の区名をさす。②工事は道路工事だけではなく、少数の河川改良工事、および橋梁工事を含む。



また、この事業費の補助金はおおむね事業費の75%である（村によっては67.5%、65.8%、66.8%、あるいは74.97%、75.07%がある）。1934年度はほとんどの町村で75%の高率の補助金があったことは別稿で述べたが<sup>88)</sup>、1932年度と1933年度においても同率の補助金があった。

さらにいうと、1932年度と1933年度ともに事業費の残りの25%が町村負担であることはこれも1934年度と同様である。

一方、25%の町村負担をどのような方式でまかなったかは各郡で違いがある。表3は、1933年を例にとり25%の町村負担をどのような方式でまかなったかを示したものである。愛宕郡の場合、方式がわかる町村の半分、すなわち6分の3の50%が村債である。あとの半分は寄付金と村税、不用品払い下げ代である。乙訓郡の場合、方式がわかる6町村の内2村、すなわち約33.3%が村債で、残り4町村の内寄付金が3町村、後の1村が借入金である。船井郡の場合、20町村の内16町村が町債・村債で他郡とはかなり突出した80%という高率、残り4町村（20%）が寄付金2村、町税と物件売却代である。与謝郡は方式がわかる17町村のうち村債が11村で約67%、残り6村のうち4町村が一般歳入・一般会計、1町が一般歳入繰越金、1村が寄付金である。

表3 京都府農村振興市町村土木負担工事町村負担（1933年）

郡名	町村名	事業費 (A)	補助金 (B)	町村負担
愛宕郡	雲ヶ畑村	1,300	972	村債
	岩倉村	4,214	3,159	
	八瀬村	1,944	1,458	不用品払下代
	大原村	3,240	2,430	寄付金・村税
	静市野村	1,296	972	寄付金
	鞍馬村	1,944	1,458	村債
	花背村	1,296	972	村債
	久多村	1,296	972	
乙訓郡	向日町	1,461	972	寄付金・一般会計繰越金
	久世村	2,914	2,178	
	大山崎村	1,548	978	村債・地元民寄付
	海印寺村	1,944	1,458	寄付金
	乙訓村	2,702	1,944	村債、一般歳入
	大原野村	2,712	2,034	指定寄付金
	大枝村	628	486	借入金
船井郡	八木町	656	485	町税
	吉富村	2,592	1,944	村債、村費
	富本村	3,240	2,430	村債

船井郡	新庄村	1,296	972	村債、一般歳入
	川辺村	1,944	1,458	村債
	世木村	2,592	1,944	物件売却代金
	五ヶ荘村	3,240	2,430	村債、一般歳入
	摩気村	3,240	2,430	村債
	東本梅村	1,944	1,458	寄附金
	西本梅村	1,296	972	村債、前年繰越金
	須知町	1,944	1,458	町債
	高原村	4,212	3,159	町債、財産収入
	質美村	2,268	1,701	村債、寄付金
	檜山村	2,592	1,944	村債
	梅田村	3,567	2,673	村債、村有林野立木売却代
	三ノ宮村	1,620	1,215	寄附金
	上和知村	3,240	2,430	村債、一般歳入
	下和知村	5,184	3,844	村債、一般歳入
	胡摩郷村	4,506	3,375	村債、村費
	園部町	7,677	5,625	村債、一般町費
	与謝郡	三河内村	1,944	1,458
日ヶ谷村		1,296	972	一般歳入
筒川村		2,592	1,944	一般歳入
本庄村		1,620	1,215	村債
朝妻村		1,620	1,215	村債
伊根村		2,916	2,187	村債
養老村		3,888	2,916	村債
世屋村		1,620	1,215	
日置村		1,944	1,458	村債
府中村		2,592	1,944	村債
岩滝町		2,592	1,944	一般町費繰越金
山田村		1,620	1,215	村債
市場村		1,944	1,458	村一般会計
岩屋村		1,296	972	
加悦町		4,840	3,630	
桑飼村		1,944	1,458	村債
与謝村		3,240	2,430	村債
石川村		1,296	972	村債
宮津町		1,296	972	一般歳入
栗田村		3,564	2,673	寄付金
	計	134,953	100,638	

出典：『昭和八年 農村振興市町村土木補助一件』愛宕・乙訓・船井・与謝郡

備考：①事業費、補助金の円以下は省略した。②補助金は、事業費に対して愛宕郡岩倉村が67.5%、乙訓郡乙訓村が65.8%、船井郡檜山村が66.13%であるが、それ以外の町村は75%あるいは75%弱である。③町村債と他の支出の割合は1件を除き、町村債が90%を超える。1件とは乙訓郡乙訓村で、村債640円で一般歳入118円で、村債の割合は約84%である。

船井・与謝郡が公債（町債・村債）による町村負担に依拠しようとしていたのに対して愛宕・乙訓郡がそれ以外の方法をとることになっていたことがわかる。

では、町債・村債に依拠する形はどのような形か、京都府による起債の事例を与謝郡府中村で示しておこう。

#### 議案第三九号

##### 起債ノ件

- 一、起債金額 金六百四拾円也
- 一、起債目的 農村振興土木事業ニ充ツル為
- 一、借入金利率 年三分三厘、但シ昭和八年度ヨリ三年度間無利子
- 一、借入先 京都府
- 一、借入時期 昭和八年度、但シ借入期日ハ京都府ト協定スルモノトス
- 一、据置期間 借入ノ月ヨリ昭和十三年三月迄
- 一、償還期間 自昭和十三年度至昭和二十七年度十五箇年賦、但シ毎年度ノ償還期日ハ京都府ト協定スルモノトス、村財政ノ都合ニ依リ繰上ゲ債是ヲ為シ償還年度ヲ短縮シ、又ハ低利債ニ借替ヲ為スコトヲ得
- 一、償還財源 村税其他一般歳入

昭和八年六月二日提出同日議決

府中村長 宮崎安蔵<sup>9)</sup>

(下線筆者)

すでに別稿で1932年の滋賀県の事例で述べた「起債」の方式と比較すると、①3年間は利子を付さない、②据置期間が借入の月より1938年3月まで（つまり据置期間が5年間）、③償還期間が15か年賦、の3点は京都府と滋賀県で変化はないが、借入金利率は滋賀県が年4分2厘であるのに対し、京都府の場合は年3分3厘と低率になっているのが特徴である（この理由は不明）。

### 3. 町村道工事の就労登録者・実就労者

表4は、その時局匡救事業の2年目である事業数の最も多い1933年度各村の土木事

業に各町村でどの程度の人々が参加したかを示したものである。就労登録者は、1933年5月に京都府土木部が作成した「農村振興市町村土木事業費補助要項」の「第六 工事就労者」に規定された各町村の就労者である。そして、この就労者は原則として希望制で「身体強健ナルモノニシテ土木工事ノ就労ニタエエルモノ」という一般的条件があった。その中で「優先者」（優先就労者）とは「特ニ生活困難ナルモノヲ優先シテ就労セシムルコト」という規定があった。ただどのような条件であれば「生活困難」者であるかは、町村役場の調査が前提にあるが、統一的な基準があったわけではない。

ただ、各町村の就労登録者がそのまま実際の就労者になったわけではない。表4のもとになった各年度の『農村振興市町村土木費補助一件』には町村毎に「就労者使用状況調査」があり、そこには「就労登録者数」のほかに「実就労者」の項目があり、その「実就労者」の「総数」・「優先者」・「其の他」のほかに「就労セザリシ者ノ人数」が書かれている。そして「就労登録者数」の「実就労者」の割合は、表4のように、村によってかなり比率が異なる。さらに、就労登録者、すなわち就労登録をしながら「就労セザリシ者ノ人数」は村によってはかなり多い。「就労セザリシ者ノ人数」が200人を超える村は船井郡では富本村372人、摩気村265人、三ノ宮村252人、与謝郡では本庄村249人、伊根村249人、養老村359人、桑飼村205人である。つまりこれだけの人数が就労登録しながら、実際は就労していないのである。

表4 1933年度農村振興土木事業就労登録者数・実就労者数

郡名	町村名	戸数	(A) 人口	(B) 就労登録者数		(B/A)	(C) 実就労者数			(C/A)	就労せざりし者の 人数	
				優先者数	その他		優先者数	その他	その他			
愛宕郡	雲ヶ畑村	82	443	126	76	50	28.4%	45	40	5	10.2%	
	岩倉村	564	3858	90	45	45	2.3%	76	47	29	2.0%	
	八瀬村	201	995	35	27	8	3.5%	35	27	8	3.5%	
	大原村	408	2056	-	-	-	-	-	-	-		
	静市野村	197	1112	43	2	41	3.9%	18	1	17	1.6%	
	鞍馬村	224	1152	50	0	50	8.6%	30	0	30	2.6%	
	花背村	186	925	80	0	80	4.3%	27	0	27	2.9%	
	久多村	67	369	45	0	45	12.2%	37	0	37	10.0%	
乙訓郡	向日町	1260	6336	52	36	16	0.8%	28	10	18	0.4%	
	久世村	598	3123	155	48	107	5.0%	131	36	95	4.2%	24
	大山崎村	470	2245	-	-	-	-	-	-	-		
	海印寺村	215	1174	112	50	62	9.5%	81	36	45	6.9%	
	乙訓村	286	1586	186	57	129	11.7%	98	48	50	6.2%	88
	大原野村	671	2597	201	53	148	7.7%	55	3	52	2.1%	
大枝村	231	1232	169	20	149	13.7%	15	14	6	1.2%		

船井郡	八木町	421	1938	60	25	35	3.1%	43	33	10	2.2%	17	
	吉富村	346	1573	72	27	45	4.6%	20	3	17	1.3%	52	
	富本村	608	3116	473	214	259	15.2%	101	29	72	3.2%	372	
	新庄村	300	1590	82	34	48	5.2%	43	21	22	2.7%		
	川辺村	245	1181	180	25	155	15.2%	83	20	63	7.0%	97	
	世木村	498	2498	213	112	101	8.5%	61	50	11	2.4%	153	
	五ヶ荘村	525	2404	216	82	134	9.0%	80	34	46	3.3%		
	摩気村	543	2643	401	125	276	15.2%	160	48	112	6.1%	263	
	東本梅村			87	75	12		83	54	29			
	西本梅村	304	1494	116	68	48	7.8%	64	37	27	4.3%	52	
	須知町	590	2697	79	37	42	2.9%	60	29	31	2.2%	19	
	高原村	684	3201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	質美村	206	1371	141	68	73	10.3%	60	26	34	4.4%	81	
	檜山村	456	2137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	梅田村	436	2069	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	三ノ宮村	394	1754	285	21	264	16.2%	33	7	26	1.9%	252	
	上和知村	695	3570	172	60	112	4.8%	79	22	57	2.2%	93	
	下和知村	779	3389	493	281	213	14.5%	90	54	36	2.7%	403	
	胡麻郷村	532	2617	271	84	187	10.4%	79	53	26	3.0%	192	
	園部町	1578	7757	454	147	307	5.9%	64	12	52	0.8%	390	
与謝郡	三河内村	384	2206	120	17	35	5.4%	52	17	35	2.4%	68	
	日ヶ谷村	244	1301	236	36	200	18.1%	34	0	34	2.6%	200	
	筒川村	255	1978	290	85	205	14.7%	99	33	66	5.0%	191	
	本庄村	349	1771	317	1	68	17.9%	68	1	67	3.8%	249	
	朝妻村	280	1442	150	73	79	10.4%	81	31	50	5.6%	69	
	伊根村	364	2200	236	86	150	10.7%	12	12		0.5%	224	
	養老村	479	3002	423	0	423	14.1%	64	64		2.1%	359	
	世屋村	255	1353	71	12	59	5.2%	71	12	59	5.2%		
	日置村	210	1080	195	0	195	18.1%	111	0	111	10.3%	84	
	府中村	552	2613	54	0	0	1.2%	54	-	-	2.1%	-	
	岩滝町	863	4720	45	30	15	1.0%	28	28	0	0.6%	17	
	山田村	405	1946	187	122	65	9.6%	89	83	6	4.6%	98	
	市場村	421	1939	68	10	58	3.5%	30	7	23	1.5%	38	
	岩屋村	287	2150	35(47)	13	22	1.6%	38	9	29	1.8%	9	
	加悦町	895	4552	217	115	102	4.8%	79	43	36	1.7%	138	
	桑飼村	400	1975	261	15	246	13.2%	56	8	48	2.8%	205	
	与謝村	434	2219	77	12	65	3.5%	72	7	65	3.2%	5	
	石川村	481	2560	184	0	184	7.2%	61	0	61	2.4%	123	
	栗田村			70	0	70		70	0	0			
	宮津町	2824	13403	51	33	17	0.4%	32	15	17	0.2%	19	
計		132612	8461				6.4%	3080			2.3%		

出典：『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』愛宕・乙訓・船井・与謝，全9冊

備考：①「戸数」「人口」の記載は、「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」の記載である。②「人口」欄の原

本には男女比の記載があり、最高20を前後する男女比人口記載がある場合もあるが、ほぼ同数とみて記載を省略した。③(B)の「就労登録者数」は、「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」の数字と「就労者使用状況調書」の数字がある。ここでは実就労者の記載がある「就労者使用状況調書」の数字を使用した。④(C)の「実就労者数」は「就労者使用状況調書」による。⑤乙訓郡大枝村の「実就労者数」15人は、「優先者」と「その他」の合計20人と数字が合わないが、記載の通りにした。⑥船井郡摩気村は「就労登録者数」が401人であるのに対して、「実就労者数」と「就労セサリシ者ノ人数」の合計が424人であるが、記載の通りにした。⑦同郡園部町の「摘要」には、「内務省国道第十八号線（観音峠-高久）工事ニ優先使用サシタルタメ実就労者減少セリ」の記載がある。⑧船井郡世木村は「就労登録者数」が213人であるのに対して、「実就労者」と「就労セサリシ者」の合計が214人となるが、記載の通りとした。⑨与謝郡宮津町の「就労登録者数」は51人であるのに対して、「優先者数」と「その他」の合計は50人と数字が合わないが、記載の通りとした。

## 1. 実就労者の多い町村

村の人口に対する就労登録者の割合は、表4をもとにパーセンテージの高い順にいうと、①愛宕郡雲ヶ畑村（28.4%）、②与謝郡日ヶ谷村（18.14%）、③同郡日置村（18.06%）、④船井郡三ノ宮村（16.2%）である。一方村の人口に対する実就労者の割合を、同じく表4をもとにパーセンテージの高い順に並べると、①日置村（10.3%）、②雲ヶ畑村（10.2%）、③愛宕郡久多村（10.0%）、④船井郡川辺村である（7%）である。総じて農山村が多いという特徴がある。

就労者の多い町村といっても、実就労者でいえば、せいぜい町村人口の1割程度（10%）である。では、実就労者が10%を超える日置村と雲ヶ畑村および久多村の工事を概略的にみてみよう<sup>10)</sup>。

### A. 与謝郡日置村

与謝郡日置村の場合、江戸期までは海岸部を中心とした日置浜村とそれより内陸部の日置上村に分かれていた。明治初期両者は合併して日置村になる。日置村の道路工事は1932～34年3年間の日置村上（内陸部）の町村道寺戸線の改修工事（小字桑田，サクラ垣，寺戸地内）と1932年度1年だけの日置村浜の向山線の改修工事がある。ここでは3年間連続して取り組まれた村道寺戸線を見てみたい。この工事は、道幅を2～3mから4mにする工事であった（勾配の変更はない）。日置村は1933年と1934年とも戸数210戸、人口1080の農業村であった。「就労登録者数」は両年とも195人（男106，女89）であるが、「優先者」「その他」とも0である。2年にわたって「生活困難ナルモノ」である「優先者」が0ということは、「特ニ生活困難ナルモノ」<sup>11)</sup>がいなかったことを意味する。これが事実かどうかは不明であるが、形式的には就労者が困窮者ではなかったことを意味する。ただし、1933年度の「実就労者」の数は111人で、その内「優先者」は0で、「その他」は111人になっている。また、「就労セザリシ者ノ人数」は84人である。しかし、1933年度の「計画説明書」によれば、「工事執行方法」の欄には

「<sup>あけ</sup>上部落請負工事トシ村内就労者希望者（別冊就労者名簿登録者ヲ優先登録者トス）ヲ以テ就労ノ機会ヲ与フルモノトス」と記しており、「工事ノ就労範囲」の欄には、「村内失業者ニ就労ノ機会ヲ付与シ、且ツ就労ニヨル賃金及工事費ノ大部分ガ村内ニ融通シ金融上幾分ノ効果アリト信ズルヲ以テ大ニ期待ス」と記している（1934年度も同じ記載である）。この記載では「村内失業者」が存在することを示唆しており、1933年に実就労者が111人とすると、結果的に111人の格差をつけることができなかつたことの反映かもしれない<sup>12)</sup>。また、就労登録者であるが女性の比重が高いのも特徴である。

## B. 愛宕郡雲ヶ畑村

山村集落である愛宕郡雲ヶ畑村では村道雲ヶ畑村役場から黒田村役場にいたる道路があるが、道路状況は悪く、路面凸凹の悪路で、交通運輸上の困難があった。工事は毎年1つの道路の工事であったが、道幅員を2.3 mから4 mに改善し、最急勾配10分の1を20分の1にする計画であった。この道路は1929年度、1930年度に京都府の補助をうけ、1932年は農村振興土木事業として300 m強の改修をおこない、「村民就労容易ニシテ亦適当ナルモノナク」、すなわち明示しているわけではないが就労が容易である条件があったようである。工事の就労範囲として「本村内一同ノ就労ヲ使用ス」とあるように、1933年で人口443人の村が126人（男93人、女33人）の就労登録者があるとしているが、実就労者は45人と村の10%（1割）強になっている。

## C. 愛宕郡久多村

久多村は現在は京都市左京区に属するが、『日本歴史地名体系27 京都市の地名』は「京都市最北端に位置する山間集落」「冬期には二メートルを超す豪雪地帯」<sup>13)</sup>とする。1932年10月から始まる工事は、指定町村道久多村役場葛川村役場線の久多村字瀧ノ下、東通地内の工事であった。この工事は、1932年12月14日に竣功期日延期願を京都府知事に提出するなかなか困難な工事であった。まず火薬使用許可に多大の日数を費やし、さらに11月下旬より降雪が多く、「尺余ノ積害」により目下工程43パーセントの状態であった<sup>14)</sup>。工事前の道幅は1.8 mの状態であるが、道路の山手を切り上げ、幅員3 mにする計画であった。改築の個所は岩石が多く、片側は河川で拡張が困難であった。しかし、村の産物である「木炭木材」の移出を容易にするために、必要な事業であった。勾配は12分の1ないし15分の1を20分の1する工事であった。この工事は、1933年は同じ路線で場所を少し変えたようで字東通、山花街道地内で工事が進められ、1934年も同じ地内で工事が継続された。この村は、1933年の時点で戸数67戸、人口369人という村であるが、就労登録者は44人、実就労者37人と、就労登録者と実就労

者の差は7人と大きな差はなく、人口に対する実就労者の割合はちょうど10%（1割）であった。

## 2. 実就労者の少ない町村

では就労者数の少ない町村はどういう町村か。村の人口に対する就労登録者の割合をやはり表4をもとにパーセンテージの低い順にいうと、①与謝郡宮津町（0.4%）、②乙訓郡向日町（0.8%）、③与謝郡岩屋村（1.6%）、④愛宕郡岩倉村（2.3%）である。一方、村の人口に対する実就労者の割合を表4をもとにパーセンテージの低い順に並べると、1%に満たない町村が次のように並ぶ。①与謝郡宮津町（0.2%）、②向日町（0.4%）、③与謝郡伊根村（0.5%）、④同郡岩滝町（0.6%）、⑤船井郡園部町（0.8%）である。与謝郡伊根村を除けば、農村もありながら、街場的町村が並ぶ。ただし園部町は河川改修工事である。伊根村は後述するとして、他の3つの町村を見てみよう<sup>15)</sup>。

### A. 与謝郡宮津町

宮津町の東側、宮津湾に近い宮津町字獅子崎地内の指定町村道宮津田井線の道路改修工事であったが、「計画説明書」によれば字獅子・田井間はすでに幅員4mに改修していたが、宮津町内の未成部分はすべて幅員2.7mで、1933年度は長さ300mを幅員5mに改修し、残り729mを4mに改修する予定であった。ただし1934年度の「計画説明書」では、全線を5mに改修する予定であるとしている。字獅子崎は町場に近い位置にあり、工事はすでに相当進んでいたようである。1933年の「設計変更範囲理由書」によれば、海面埋立てはしないとしている。1933年の就労圏範囲は就労者名簿では大字獅子崎で20人、大字杉末で25人で、就労登録者は387人、優先者は78人で、実就労者は32名、その内の「生活困難ナルモノ」である優先者は15人となっている。

### B. 乙訓郡向日町

乙訓郡向日町は表4の中で戸数・人口ともに最も多い町である。1933年時で戸数1260戸、人口6336人である。この町はすでに見たように町場であるもともとの向日町に1889年（明治22）町村制施行期に森本・物集女・寺戸・鶏冠井・上植野の5村が合併し、行政村向日町になった。1876年（明治9）に旧西国街道と交差するところに向日町駅ができ、さらに、1928年（昭和3）に新京阪（現阪急電車）に東向日町駅と西向日町駅ができ、西向日町住宅地の開発が進むなど都市化が加速していた<sup>16)</sup>。

時局匡救時期の工事は、1933年度1回限りであり、1933年の向日町での工事地区は向日町役場・久我村役場線の大字鶏冠井小字東井戸・堀ノ内地内の道路改築工事であっ



た。この工事は道幅を5m（「計画説明書」では4.5mとの記載がある）とし、最急勾配は15分の1から25分の1とする計画であった。この工事での就労者は、向日町全体で67人であり、おそらく大字鶏冠井以外就労者はいなかったと思われる。鶏冠井の隣地である上植野の毎日の『日誌』をみても、町道開鑿の記事は極端に少ないのである。上植野でも不況の影響がなかったわけではない。1932年（昭和7）5月1日の『日誌』には「水難救済資金有志方をその筋より依頼ありしも農村不況の折柄区として各戸ハ依頼する事を断る」<sup>17)</sup>との記事があり、上植野区は不況の影響により水難救済資金を断っている。また、同年9月21日には、「救済土木事業ニ関連シテ例年の道作り河堀り延期の件、発表迄出来る限り延期に決ス」<sup>18)</sup>とあって、救済土木事業を行うことによって毎年の道の整備事業（おそらく道幅の拡張を伴わない道の整備事業）を延期するに至っている。むしろ上植野区で力を入れていたのは、町村道よりも府道の整備であった。同年9月24付の上植野の『日誌』は、「午前八時三十分、府土木課久保・松本両技手及向日町長中山純一郎の三名来区、新設産業道路（府道京都－高槻線－高久）敷地買収に關シテナリ」<sup>19)</sup>、とあって、9時には、向日町長、土木係員らが別室で協議をなし、翌9月27日、上植野の役員は向日町役場に出張し、夜には組長と議員の集合を行っている。この会では「産業道路新設ニ因リ区有地ノ潰地の諒解を求メリ」<sup>20)</sup>。また10月6日には、「小畑川及京都－高槻線府道修理ニ入用入夫ノ広報ニ基キ、同日就労者募集ヲ布告セリ」<sup>21)</sup>とあり、いよいよ就労者募集が開始されたことを知らせる記事がある。1933年（昭和8）1月26日にはこの府道について、夜に上植野区の「受益者負担ニ關シテ協議」がなされている<sup>22)</sup>。

この後も同年6月頃まで、上植野の『日誌』には、府道の「受益者負担」に関する記事が掲載される。

町道に関して地元である鶏冠井の資料はないが、上植野の『日誌』を見る限り、上植野では隣地の町道よりも、府道の方に関心を持っていたことが知れる。表4のように実就労者の数が町の人口に比し、28人とかなり少ないことも特徴的なことである。

### C. 与謝郡岩滝町

岩滝町では、1932年度は岩滝町字岩滝小字大風呂地内の町道東雲線の道路改修工事で工事以前の道幅は不明であるが、道幅を5mとし、人家ある両側に側溝を設け、人家がない部分にはコンクリート壁を設ける計画であった。おそらく1932年度はそれで完成したらしく、1933年度は岩滝町南部の字弓木地内の町村道中畦線460mを4mにする計画であった。岩滝町は1933年の就労者登録者数は190人となっているが、実就

労者の数は28人となっており、岩滝町の人口に対する比率は0.6%になっている。岩滝町の就労登録者と実就労者の数の違いは、後に述べるように就労者不足にも関係してくるようになる。

以上「実就労者の多い町村」と「実就労者の少ない町村」各3つずつその特徴を見たわけであるが、農山村的性格の町村と街場の性格の町村とそれぞれ特徴が浮かび上がるように思う。

なお、町村の人口に対する実就労者の割合でいうと、表4で見る限り人口の2.3%（平均）が実就労者である。

#### 4. 町村道工事竣功期日延期願の要因

本誌第50巻第2号の拙稿において、1932・1933年度の京都府の時局匡救事業の分析を欠落した不十分さはすでに指摘した。具体的には、①事業の数の問題では、4郡（愛宕・乙訓・船井・与謝郡）で1932年度・1933年度は各年87件であるのに対して、最終年度である1934年度はその半数に満たない40件である。②この事業が基本的に農閑期の事業であることは、1932年度・33年度・34年度とも共通するが、各年度とも自然条件の差があり、その影響は具体的に事業の竣功期日延期にあらわれる<sup>23)</sup>。

たとえば1932年度は表2のように事業の竣功期日延期が各町村長から京都府知事に申請される。同様の申請は1933年度も1934年度も行われた。特に1933年度は、与謝郡養老村の中に綴じられた1934年（昭和9）1月30日に宮津土木技師が京都府知事にあてた「農村振興土木費補助工事竣功期日再延期ノ件」には、「本月上旬以来降雪打続キ殆ト寧日ナク今日現場積雪実ニ二米余、地方二十年來ノ大雪ト称ス、現場連絡道路ハ未改修ナルニ本積雪ニヨリ一般交通サへ途絶ノ状態ニアリ」（下線筆者）という状態であった。この「工事竣功延期願」は33年度が突出して多い。たとえば表2に見られるように、1932年度は事業の竣工延期願は63町村で26件あり約41.3%、1934年度は63町村中18件で約28.6%であるが、1933年度は63町村中36件で約57.1%あった。とりわけ船井郡では21町村中15件で約71.4%であった。

与謝郡養老村の「竣功期日再延期願」を事例として提示しよう<sup>24)</sup>。

農村振興土木費補助工事竣功期日再延期願

昭和八年九月六日京都府指令八藍第二八一〇号

起工番号第一号

与謝郡養老村字岩ヶ鼻・奥波見地内

一指定町村道養老村役場世屋村役場線道路改修工事

着手期日 昭和八年九月二十六日

竣功期限 昭和九年一月三日

第一回竣工延期申請期限 昭和九年二月二十日

第二回竣工延期申請期限 昭和九年三月三十一日迄

右工事着手以来鋭意工事ノ進捗ヲ図リ最善ヲ尽シ候モ、稀有ノ天候不良ニテ工事場特別泥濘ニシテ作業困難ナルト、前日来打続ク降雪ノ為現状附近一帯ハ積雪量二米突目下作業休止ノ状態ニ有之、到底期限内竣功致シ難ク候条、前記ノ通り特別ノ御詮議ヲ以テ更ニ再延期御承認相成度此段奉願候也

昭和九年一月二十六日

与謝郡養老村長 長谷川佐代蔵

京都府知事斎藤宗宜 殿

(下線筆者)

養老村では、内陸部にある字奥波見岩ヶ鼻地内の2mの道を4mに拡張し、最急勾配を従来の2分の1から18分の1にかえる工事であったが、擁壁石垣工事(4か所)をとともなうものであった。この工事は、延長660m、切土石7200m<sup>3</sup>、石垣4か所、排水管8か所の大工事であったが、1月上旬以来降雪が打ち続き、現場積雪2m余という一般交通さえも途絶の状態になった。そこで相当な解雪を待つ状態にならなければ、除雪等も困難な状態になり、村では、1月26日、竣工期日再延期を京都府知事をお願いしている。

このような竣功期日を2度にわたって変える再延期は他村でもあり、この年度は愛宕郡静市野村と船井郡須知町でも3回目の延期があった。両者とも雪が絡んでいる。

1933年静市野村では、1933年10月27日、指定町村道静市野村役場・雲ヶ畑村役場道路改修工事は、平均幅員を1mから3.8mにし、最急勾配8分の1を20分の1にする計画であった。予定通り竣功すべきところ、労力不足、設計変更および天候不良、とりわけ連日の降雪のため「二十余年来ノ大降雪」で積雪は2尺に及んだ。工事箇所は北面の山麓の日蔭地であるため解雪せず、道路は凍結し、作業ができなくなり、1月28日をもって第2回の延期申請を願い、承認をうける。しかし、天候はなお回復せず、2

月1日より2月17日までの17日間において、降雨・降雪が連日のように続き、作業は進捗せず、3度目の延期出願を静市野村は2月17日京都府知事に申請している。

この村の労力不足は1回目の延期申請にかかわる。1933年10月13日京都府告示717号をもって京都府下生産米俵装縄掛け免除取消の件が公布され、本村農家一般に大打撃を受け、多くの手数と労力を要することになり、収穫米俵装期である11月中旬より12月になっても産米検査を受けることができない状態になった。したがって村内農家は産米俵装に忙殺され、労力の余裕がなく、工事に就労する者が少なく、就労者不足を告げ、村理事者においても種々策を講ずるも効がなく、ついに竣功期日延期の出願に至った<sup>25)</sup>。

船井郡須知町でも3度目の延期願をみている。1933年須知町は、須知町大字院内地内の指定町村道須知本町線と須知町大字安井の指定町村道須知町南谷豊田線の2つの道路工事が行われている。このうち大字安井小字北ノツラ地内の道路工事は道幅2.8mを4mにして、最急勾配15分の1を25分の1にする工事であった。しかし着手以来岩石が多く、ダイナマイト使用中であるが、その筋よりダイナマイトの多量使用願の許可がなく、岩石取り除きに困難を生じ、1933年12月段階で進捗状況は工程85%と記録されている。その結果12月28日段階で進行延期願を須知町長より京都府知事に申請している。さらに年が明けると1月3日以来の降雪で、1月20日再度の延期願を京都府知事に提出し、さらに3度目の延期願を2月27日段階で提出した。この時でも「尺余」の降雪がある状態で、この2月27日段階でも工程85%の段階と記しているから、工事は12月からほとんど進捗はなかったことになる<sup>26)</sup>。

このほか他村の延期願はおおむね雪が絡んでいる。たとえば愛宕郡鞍馬村では林産物搬出の従来2mの道を4mにし、最急勾配10分の1を20分1にする計画であったが、1934年1月11日以降連日降雪が続いて積雪2尺(約60cm)に及び、寒気が強烈でセメント工事は施行がまったく不可能になり、1月27日段階で工程50%と伝えている<sup>27)</sup>。

このように積雪がある以上、セメント工事は不可能になる。地面が乾いた状態でなければ、工事の進行はかなり阻害される。施行延期は以上みたようにおおむね雪が絡んでいる。

最後に、雪には関係なく就労者不足という村の事情によって施行延期になった2例をとり上げよう。

ひとつは、乙訓郡新神足村の1932年の事例である。この年新神足村は大字開田地内

の村道神足駅長岡天神線の土木工事であった。この道は府社（長岡）天満宮に達し、別れて海印寺村、乙訓村方面に至る重要な村道であったが、現地幅員はわずか2m強であり、また屈曲が多く、馬車の通行が不可能になる状態であった。しかしこの道は昨年神足停車場設置とともに特産筍の搬出路となり、計画は幅員を6mにするという計画であった（町村道で道幅6mという計画は極めて広い道幅の例である）。そして神足駅前より長岡天神石段下へほとんど直線に改修するものであった。この工事は1932年12月7日に着手したが、例年によると本村内において農作収入も12月初旬に完了する所であったが、本年は天候不良で取入れが遅れ、ために就労者に甚だしく支障が生じ、さらに天候不良状態で年末年始に就労日割の減少になった。さらに建物移転につき交渉に遅れを生じたがこれは所有者が朝鮮に居住しており、文書の往復で一層不便な事態が生じていることが原因であった。1933年1月23日、神足村長は京都府知事に対して竣工延期を要請している<sup>28)</sup>。1933年度は工事は行わなかったが、1934年度の工事は、この年の「計画説明書」では2.5mの道を6mにするとしている。

もう一つは、船井郡世木村の事例である。山間集落世木村では1932年度から1934年度の3年間は大字木住の道路改修、1932年度・1933年度の2年間は大字生畑の道路改修で、幅員4mにすることが考えられていた。大字木住の道路改修工事について、1933年8月18日世木村長より京都府知事宛の「道路改修工事着手予定期日変更願」によれば、当初予定の8月1日より翌年1月1日ではなく、12月30日より翌年2月25日までに変更したいとしている。その理由は、元来当地方の産物である薪炭はたいてい正月までに搬出し、京都方面に販売する慣例になっており、この道路工事のためその時機を失うことによって多大の損失を招くのみならず、木住区のみならず、生畑区にも重大な影響をおよぼす。したがって、前年同様の期日に変更願いたいとして、当地1年間中の農閑期中にして失業者のもっとも多い1月より3月までの期間に工事を施行したいと世木村長より京都府知事に申請している<sup>29)</sup>。

以上のように就労者不足は、この乙訓郡新神足村でも、船井郡世木村でもあり、それが竣功期日延期を村が京都府知事に申請する要因になった。さらにこれだけではなく、すでに述べた1933年の愛宕郡静市野村でも1933年の与謝郡日ヶ谷村でも就労者確保の困難という問題があった。

さらに本誌第50号第2号の「追記」で紹介した1932年の与謝郡岩滝町の事例も就労者不足の要因となる。1932年12月17日付岩滝町長より京都府知事宛の「農村振興土木費補助工事請負方変更ノ義ニ付認可申請」によれば、在地の織物業界の好況のため、

就労予想者は機業に従事し、さらに灌漑田貯水池築造工事に労力を要した。そのため就労者に等閑視され、そのため労働力に不足を生じ、通常の請負契約である「地元部落請負」を解除し、途中から「一般請負」に変えざるを得なかった<sup>30)</sup>。

要するに、通常的生活サイクルにあわない道路工事は就労者不足をひきおこしたのである。

## おわりに

最後に与謝郡伊根村の事例に触れておこう。

1933年の伊根村の場合、指定町村道平田・亀島線で伊根村字亀島小字立石地内が工事箇所であった。この村の場合、就労者は「全部漁業者」という特徴があった。「漁繁期、閑漁期ヲ見計ライ、適当ニ就労スベキヨウ考究シ就労ノ機会ヲ均等ニナラシムルヨウ最善ノ方法ヲ構ズ」とし、「漁業者ノ就労ハ時々就労状態ニ変動アルヲ以テ」とある。この年の就労範囲は「字日出46人」「字平田92人」「字亀島88人」で合計226人であった。この年の伊根村の「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」によれば、戸数364、人口2200、就労登録者数は226（人口比10.27%、男144、女82）で、「就労者ハ全部漁業者」と記録されている（「計画説明書」）。そして「優先者」は104（男91、女13）で、「その他」は122（男53、女69）で女性の比率もかなり高い方であるが、これらも「全部漁業者」であった。漁村、農村あるいは林業村落に関係なく、表3にあらわれるようなこの村の事業費の額（2,916円）も特に低いわけではなく、補助金の割合も75%と他村とかわらない。

ただし、表4で伊根村をみれば、実就労者の数は12人と極端に少なく（表4で最も少ない）、しかも「生活困難ナルモノ」である「優先者」の数は12人である。つまり伊根村では「生活困難ナルモノ」である「優先者」しか実際の働き手はいなかったことになる。したがって「就労シナイモノ」の人数は224人とかなり多い。漁村伊根村では就労者名簿登録者はかなり多かったが、実際の働き手は少数の特定の間人（「優先者」）に任されていたのである<sup>31)</sup>。伊根村の人口の0.5%が実就労者（12人）である。

以上のように、就労者名簿登録者ではなく、実就労者を見れば、時局匡救事業での働き手はかなり限定されてくると思われる。伊根村の事例は、時局匡救事業で働き手が極端に限定された事例であろう。

結論的に述べるならば、次のようになろう。京都市を除く京都府下の時局匡救事業は

原則として農村であろうが漁村であろうがすべての町村に平等に対応した。町村道の道幅もだいたい4mであるというのは、他町村に同一である町村側の意向と考えられるが、補助金の比率はどの町村でも同じであった。しかし、同じ京都府であっても、就労者不足の町村があり、さらには第4章で示したように町村内の就労登録者と実就労者によって大きな差があった。

ともかく、この農閑期の冬場の事業によって、しかも地域がいろいろ異なる中で、各地の町村道が大きく変えられていったことを注視する必要があるだろう。と同時に、この不況下の時局匡救事業がその町村の人口の最大10%（与謝郡日置村）から最小0.2%（与謝郡宮津町）、表4を平均すると2.3%の実就労者によって事実上担われていたことにも注視すべきであろう。

（追記）本稿作成にあたり、京都府向日市文化資料館および京都府立京都学・歴彩館に資料収集の点で多大のお世話になった。

#### 注

- 1) 昭和9年1月30日、宮津土木所長より京都府知事宛「農村振興土木費補助工事竣工期日再延期ノ件」（『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助申請』与謝郡）、昭和9年1月28日、静市野村長より京都府知事宛「農村振興土木費補助工事竣工期日延期理由書」（『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』愛宕郡）。なお、本稿では特に必要でない限りは村長名・京都府知事名・土木所長名は省略する。また、表題を「補助申請」としたり、「補助一件」としたり、統一性はないが、そのまま記載した。
- 2) 各町村の就労登録者を記載している「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」は各町村の戸数・人口・就労登録者・優先者・其の他を各男女別に記載しているのに対して、各町村の就労者（実就労者）を記載している「就労者使用状況調書」は名簿登録者と実就労者の総数・優先者・其の他を記載しているが、男女別の記載はなく（まれに男女別の記載がある場合がある、本稿が対象とした愛宕・乙訓・船井・与謝各郡では1件のみ）、ほかに「就労セサリシ者ノ人数」が記載している場合がある。前掲本誌第50巻第2号掲載の拙稿では、各町村の戸数・人口そして男女比を記載している点で、「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」を重視したが、男女比の記載がなくとも「就労者使用状況調書」を丁寧に検討すべきであった。
- 3) 大正8年4月、法律第58号「道路法」第39条（『法令全書』大正八年（四）77頁）。
- 4) 向日市上植野区有文書（向日市文化資料館蔵）。
- 5) 『加除自在現行京都府令規全集2』72ノ3～72ノ4。
- 6) 上植野区有文書。
- 7) 年度ごとに詳しく見ると、1932年度には愛宕・乙訓・船井・与謝の4郡（53町村）で

の施行箇所数 87, 1 町村約 1.64 か所である。事業費はこの年度は総計 10 万 8014 円であり (各町村の事業費は省略, 以下同じ), 1 町村の平均事業費は 2038 円である (『昭和七年度 農村振興市町村土木費補助一件』)。1933 年度は, 愛宕・乙訓・船井・与謝の 4 郡 (55 町村) での施行箇所数 86, 1 町村約 1.56 か所である。事業費はこの年度は総計 13 万 2041 円であり, 1 町村の平均事業費は約 2401 円である (『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』)。1934 年度は, 愛宕・乙訓・船井・与謝郡の 4 郡 (39 町村) での施行箇所数はかなり減って 40 になる。事業費はこの年度は 5 万 3366 円であり, 1 町村の平均事業費は約 1368 円である。なお, 事業費は 1932 年度 (昭和 7) と 1933 年度 (昭和 8) については, 「農村振興市町村土木費補助工事一件目次」に村毎に事業費および補助金の記載があるが, 1934 年度 (昭和 9) については, 事業費・補助金の村毎の記載がない。そのため 1934 年の村毎の記載は「農村振興市町村土木費補助工事一件目次」によらず, 村毎の筆者による集計を記載した。

- 8) 拙稿「時局匡救事業と道路」『社会科学』第 50 巻 2 号, 134 頁。
- 9) 『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』(与謝郡)。
- 10) 『昭和七年度 農村振興市町村土木費補助申請』与謝郡, 『昭和八年度 農村振興土木費補助一件』与謝郡, 『昭和七年度 農村振興市町村土木費補助申請』愛宕郡, 『昭和八年度 農村振興土木費補助一件』愛宕郡, 『昭和九年度 農村振興土木費補助申請一件』愛宕郡。なお, 本稿ではこれら簿冊の内, 各村「計画説明書」「事由書」「農村振興土木事業就労者名簿登録者数調」などを出典とした。
- 11) 昭和八年五月「農村振興市町村土木事業費補助要項」(『昭和十年度 (附十一年度) 時局匡救町村土木其他補助事業一件』)。
- 12) なお, 同村の「就労者使用状況調査」があり, 「名簿登録者」は 195 人であるが, 「実就労者」は 111 人の数をさしている。ただし, この場合も「優先者」は「ナシ」である。
- 13) 『日本歴史地名体系 27 京都市の地名』平凡社, 1979 年, 73 頁。
- 14) 『昭和七年度 農村振興市町村土木補助申請』愛宕郡。なお, 1933 年 4 月 16 日, 京都府道路書記が京都府知事に提出した「愛宕郡久多村農村振興町村土木事業事務監査復命書」によれば, 就労者の賃金支払は 15 日, ないし 1 か月ごとに支給が原則であったが, 就労者の了解により, 必要の場合その請求により支払いができるようになっていた。
- 15) 『昭和七年度 農村振興市町村土木補助一件』与謝郡, 『昭和八年度 農村振興市町村土木補助一件』与謝郡, 『昭和八年度 農村振興市町村土木補助一件』乙訓郡。
- 16) 『図録 20 世紀のむこうまち』向日市文化資料館, 2002 年, 46~47 頁。
- 17) 『上植野日誌』(上植野区有文書) 昭和 7 年 5 月 1 日付。
- 18) 同上, 昭和 7 年 9 月 21 日付。
- 19) 同上, 昭和 7 年 9 月 24 日付。
- 20) 同上, 昭和 7 年 9 月 27 日付。
- 21) 同上, 昭和 7 年 10 月 6 日付。
- 22) 『上植野日誌』昭和 8 年 1 月 26 日付。なお, この府道工事は「失業工事契約ノタメ区長



京都土木事務所ニ主張サレタリ」(同年1月23日)とあるように「失業工事」ともいわれていたようである。

- 23) なお、この竣工期日延期に関連して、一言しておきたい。「農村振興市町村土木事業費補助要項」には「工事ハ清算補助金支払ノ関係上可成十二月末迄ニ完成スルコト」とあり、本誌50巻第2号の拙稿では、そのまま竣工期日を原則は12月末までと指摘した。しかし、竣工期日延期が年を越えて行われるのが常態であると考えると、事実上竣工期日は年を越えるのが通常であったと思われる。
- 24) 『昭和八年度 農村振興市町村土木費補助一件』与謝郡。
- 25) 昭和9年1月28日「農村振興土木費補助工事竣工期日延期理由書」、同年2月17日「同理由書」(『昭和八年 農村振興市町村土木費補助一件』愛宕郡)。
- 26) 昭和8年12月25日「農村振興土木費補助工事竣工期日延期理由書」(『昭和八年度 農村振興土木費補助一件』船井郡)。
- 27) 昭和9年1月20日「農村振興土木費補助工事竣工期日延期願」、昭和9年2月27日「同延期願」、「計画説明書」(『昭和八年度 農村振興土木費補助一件』愛宕郡)。
- 28) 昭和8年1月23日「農村振興土木費補助工事竣工期日延期願」「村道長岡天神線 調査意見」(『昭和七年度 農村振興市町村土木費補助申請』乙訓郡)。
- 29) 『昭和七年度 農村振興土木費補助申請』船井郡、『昭和八年度 農村振興土木費補助一件』船井郡。
- 30) 『昭和七年度 農村振興土木費補助申請』与謝郡。
- 要するに、不況下においても、与謝郡岩滝町の織物業は好況のため、就労予想者は時局匡救事業(具体的には土木事業)よりも機業に従事する傾向があったことを示している。このように就労において時局匡救事業よりも機業を重視する傾向は、本稿の範囲内では今のところ岩滝町以外に見当たらないが、船井郡世木村のように薪炭販売のため時局匡救事業の就労者確保の困難などが現出した。
- なお、本誌第50巻第2号で触れた論文について一言触れておきたい。北野裕子「昭和恐慌と京都染色業界—『京都商工人名録』の分析を中心に—」(『龍谷大学経済学論集』第59巻第1号、2019年)は、昭和恐慌期に「丹後ちりめん」の生産量が上昇すること、1931年に京都で「染織祭」が創設されること、さらにこの不況を通して染呉服の分野で従来の高級品から大衆品の普及傾向などが現出したことをあきらかにした(北野裕子「京都・染織祭の創設と展開」『人文学報』第113号も参照)。北野氏の論文は、この時期の不況が比較的早く立ち直る傾向があったこと、回復が遅れても機械染が進行するなど新たな製造形態が現れてくることを明らかにした。説得的である。
- 31) 伊根村「計画説明書」(『昭和八年 農村振興市町村土木費補助一件』与謝郡)。